

議案第188号

静岡市印鑑条例等の一部改正について

静岡市印鑑条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市印鑑条例等の一部を改正する条例

(静岡市印鑑条例の一部改正)

第1条 静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「専用端末機及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第16条から第18条までを削る。

第19条中「並びに前条」を削り、同条を第16条とし、第20条から第23条までを3条ずつ繰り上げる。

(静岡市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第120号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「期限」の次に「の末日又は令和2年2月21日のいずれか早い日」を加える。

附 則

この条例は、令和2年2月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。